

食品衛生 FAX 通信

令和8年6・7月号

各食品取扱い店 店長 様

～ 6・7 月のお知らせ ～

特定原材料にカシューナッツが追加されました！

食品表示法の改正により、令和8年4月1日から特定原材料に「カシューナッツ」が追加され、食物アレルギーの義務表示の対象となりました。

注) カシューナッツの表示については、令和10年3月31日までの経過措置期間(事業者が表示の切替えを行う期間)が設けられています。

☆特定原材料(9品目)☆



【食物アレルギーの表示方法】

特定原材料等を表示するにあたっては、個々の原材料又は添加物の表示の直後に特定原材料等を表示(個別表示)するのが原則ですが、個別表示が困難な場合は原材料欄の最後にまとめて表示(一括表示)することも可能です。

☆個別表示例☆

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗甘露煮、卵黄(卵を含む) / 炭酸水素Na、カゼインNa(乳由来)、着色料(黄4)
------	--

☆一括表示例☆

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗甘露煮、卵黄 / 炭酸水素Na、カゼインNa、着色料(黄4)、(一部に小麦・卵・乳成分を含む)
------	--

問合せ先

島しょ保健所大島出張所	TEL 04992-2-1436	島しょ保健所三宅出張所	TEL 04994-2-0181
島しょ保健所大島出張所新島支所	TEL 04992-5-1600	島しょ保健所八丈出張所	TEL 04996-2-1291
島しょ保健所大島出張所神津島支所	TEL 04992-8-0880	島しょ保健所小笠原出張所	TEL 04998-2-2951